

I はじめに

1 部活動の意義・目的

小学校及び中学校で行われている部活動は、共通の種目や分野に興味・関心をもった児童・生徒たちが、学級や学年の枠をこえて集まって、自主的・自発的に行う活動であり、学校教育においてきわめて有意義な役割を担っています。楽しさや喜びを味わい、豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活を展開していくためにも欠かせない活動だと考えます。

このガイドラインでいう「部活動」とは、校長を中心とした責任体制のもと、学校教育の一環として行われる活動です。部活動を通して、技術や体力を向上させ、規範意識や社会性を高めることで豊かな人間性を育むとともに、児童・生徒も教員もやり甲斐を感じ、部活動以外にも好影響を及ぼすような活動にしていきたいものです。

2 学校教育の一環としての部活動

中学校の学習指導要領には、その教育的意義から「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と部活動について記されています。

学校において計画する教育活動として、指導者の適切な指導や、多くの人たちの理解と協力のもと、生徒たちが自ら考え、工夫し、協力して成果を出していけるような自主性を尊重した「魅力ある部活動」が展開されるよう配慮することが大切です。



○中学校学習指導要領（平成20年3月告示）における部活動の位置づけ
・第1章 総則 第4の2

(13)生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

小学校では、運動部活動について学習指導要領に定めがなく、教育課程外の活動ですが、小学校「学習指導要領解説体育編」の中では「運動部の活動は、学校において計画する教育活動である」ことが明記されています。

○小学校学習指導要領解説体育編（平成20年6月告示）における部活動の位置づけ
・第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

3 体育・健康に関する指導

年間計画を作成するに当たっては、小学校学習指導要領の総則第1の3「学校における体育・健康に関する指導」との関連を十分に考慮することが重要である。

3 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

〈クラブ活動、運動部の活動〉

クラブ活動、**運動部の活動**は、スポーツ等に共通の興味や関心をもつ同好の児童によって行われる活動であり、体育の授業で学習した内容を発展させたり、異なる学級や学年の児童との交流を深めたりするなどの成果が期待される。（略）

また、**運動部の活動**は、主として放課後を利用し、特に希望する児童によって行われるものであるが、児童の能力や適性などを考慮し、教師などの適切な指導の下に、自発的、自主的な活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である。

小学校・中学校において、部活動については共通して、以下の3点に留意しなくてはならないことが示されています。

- ◎部活動は本来、児童・生徒の自主的、自発的活動であること。
- ◎学校教育の一環として行われるものであること。
- ◎地域や学校の実態に応じて行うものであること。

なお、千葉県教育委員会では、児童・生徒が参加する学校教育活動における運動競技について、その適正な実施及び参加がなされるよう、平成13年11月22日付け教体第432号「千葉県における児童生徒の運動競技に関する取扱いについて」において、次のような目安を定めています。

1 学校教育活動としての運動競技について

- ①小学校・中学校又は高等学校の児童生徒が参加する学校教育活動の一環としての運動競技会の開催は、国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体との共同主催を基本とする。

- ②主催団体は、運動競技会の規模、日程などが児童生徒の心身の発達からみて無理がないように留意する。
 - ③主催団体並びに各学校は、運動競技会に参加する者について、本人の意志、健康及び学業などを十分配慮するとともに、その保護者の理解をも十分に得るようにする。
 - ④小学校の運動競技会は、郡市規模の開催・参加を基本とする。
 - ⑤中学校の運動競技会は、県規模における開催・参加を基本とするが、関東大会及び全国大会についての参加は、各競技につき、それぞれ年間1回程度とする。
 - ⑥⑦（略）
- 2 学校教育活動以外の運動競技について（略）

さらに、千葉県教育委員会では、体育活動に伴う事故防止について、昭和50年1月11日付け教体第3号「学校における体育活動に伴う事故防止」において、指導教員の共通理解と指導の徹底について、以下のように通知しています。

1 指導内容

児童・生徒の体力・技能・態度の実態に即応した指導目標を設定し、それとの対応において指導内容を整備すること。特に、運動の質・量の管理に十分留意すること。

2 指導計画

教科体育・体育行事・クラブ活動等の体育的活動のための指導計画を再検討すること。（略）

3 指導法

体育指導は、いずれの運動をとりあげても個別化が原則であり、しかも、飛躍した指導は許されない。また、環境条件の変化にも対応した指導が望まれる。（略）

4 健康管理

(1)（略）

(2) 日常の健康観察とともに、運動をする場合の事前及び運動中・運動後の健康観察を徹底し、児童・生徒の健康状態を適確には握し、指導にあたること。

5 施設・用具の安全

体育施設・設備・用具の安全管理の徹底を図ること。

6 事故対策

(1) 指導にあたっては、事故対策を確立しておくこと。

(2) 事故が発生した場合は、医師の速やかな治療を受けさせるとともに、事後においても適切な指導をすること。

参考資料（略）

これらの法令や条文をもとにして、横芝光町教育委員会は、「小学校・中学校における部活動ガイドライン」を作成いたしました。

Ⅱ 学校教育活動としての部活動経営に向けて

各小・中学校は、児童・生徒にとって魅力的であり、顧問の先生方の意欲が高まり、さらには保護者や地域等に心から応援されるような運動部活動・文化部活動を展開していくために、校長のリーダーシップのもと、以下の2つを柱にした部活動の体制づくりを進め、職員の共通理解と指導の徹底を期するようお願いします。

- 円滑な部活動経営ができる学校体制を目指す
- 児童・生徒の知・徳・体の調和がとれた成長を目指す

Ⅲ 円滑な部活動経営ができる学校体制を目指す

1 学校における指導方針

部活動は、学習指導要領に明記されたことにより、学校の教育目標及び部活動の指導方針等に基づき、学校の教育活動として明確に位置づける必要があります。

- (1) 学校教育の一環として、校長を中心とした責任体制のもと、学校の指導方針に沿って行うこと。
- (2) 指導方針は、各学校の教育目標、学校規模、地域の特色を生かして設定されるものであり、次の事項に配慮すること。
 - ア 児童・生徒が人格的に成長していくという、部活動の基本的意義をふまえ、勝利至上主義に陥ることなく、児童・生徒の主体性や個性を尊重した運営に努めること。
 - イ 児童・生徒一人一人が自己実現できるような指導に努めること。
 - ウ バランスのとれた生活や事故・けがを予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行うこと。
- (3) 学校の指導方針に基づいた各部活動の活動計画を作成すること。
- (4) 保護者には積極的に情報を発信し、理解を得て、お互いに連携しながら活動できるように工夫すること。
- (5) 横芝光町学区外・区域外就学許可基準に基づいた、適正な部員の確保に努めること。

2 指導者の決定について

実態として勤務時間を超えての指導、休日の練習や大会への引率等で休めないなど、指導者である教員の負担は大きいといえます。また、得意でない種目の部活動の指導者になる教員が、精神的な負担感を伴う場合もあることから、顧問教員を決定する際には、健康状態や家庭の状況等を含めて十分な配慮が必要です。

(1) 顧問の役割

ア 児童・生徒に関わること

- ・計画的に、児童・生徒の自己実現が図られる部活動経営を工夫する。
(実技・技能指導、生徒理解・生徒指導)
- ・在籍する部員を掌握し、部員の健康管理、事故防止と安全指導を行う。
- ・担任をはじめとする他の教員との連携を図り、児童・生徒の学校生活を支援する。
- ・部活動ミーティングの開催などの運営を補助する。

イ 外部との調整などにかかわること

- ・各種大会の引率を行う。
- ・保護者との連携、調整を行う。
- ・近隣の学校や千葉県小中学校体育連盟(競技団体)等との連携、調整を行う。

ウ その他

- ・施設、用具の管理と指導を行う。
- ・部予算の確保と管理を行う。



(2) 複数顧問体制の確保

複数顧問制は、顧問教員それぞれの負担を軽減するだけでなく、生徒指導の点からも有効です。児童・生徒の相談や保護者等への対応、事故が発生したときの救急対応など、顧問教員一人では対応が困難な状況をカバーすることも可能となります。

さらに、体罰・暴力行為等を起こさない仕組みを構築することにもなります。小規模校では難しい面もありますが、どの部活動においても複数顧問制の導入について検討していくことが望ましいです。

(3) 外部指導者の活用

校長はその責任において、教職員以外に外部の指導者を年度ごとに委嘱することができます。外部の指導者を委嘱する場合には、指導者の人格が児童・生徒に与える影響の大きいことを考慮し、単に経験者という理由だけでなく、学校教育活動の一環である部活動の意義に対する理解と指導者としての資質、科学的な手法を練習メニューに組み込める等の能力を備えた人材を充てること。

3 経費について

部活動に必要な経費については、各学校の予算の範囲内において、運営の工夫に努める必要がありますが、大会への参加費や交通費、用具費、ユニフォーム代など多岐にわたっています。徴収をするときは、できるだけ少額となるように留意し、保護者への理解を得るようにしてください。

(1) 保護者の負担を軽減する

- ア 年間計画及び昨年度の決算を基に予算を組む。
- イ 保護者の負担を考え、計画的に集める。



(2) 説明責任を果たす

- ア 必要経費額とその理由を保護者に知らせる。
- イ 校長の承認のもと、会計報告を適切に行う。



(3) 行政による支援

- ア 千葉県小中学校体育連盟の活動に要する経費のうち、県総体・県新人大会等の交通手段として町バスの使用を認め、派遣費（関東大会・全国大会等にかかる交通費・宿泊費）に対しては、補助金を交付します。
- イ 千葉県吹奏楽連盟が主催する千葉県吹奏楽コンクールへの交通手段として町バスの使用を認め、派遣費（東関東吹奏楽コンクール・全日本吹奏楽コンクール等にかかる交通費・宿泊費・楽器運搬費）に対しては、補助金を交付します。

4 学校教育の一環として大会等に参加するときの交通手段

顧問は、年間及び月間の練習計画・大会参加計画に基づいて、大会・コンクールに参加する場合や、学校外において練習試合等を行う場合は、「選手派遣届」を校長に提出し、学校外での活動の許可を得るようにしてください。

この場合、児童・生徒の交通手段は、公共交通機関の利用を原則とします。貸切りバス等は、公共交通機関と同等です。

(1) 自転車の利用

自転車は、中学校では学校の教育活動として利用するものであるため、校長の許可を得て利用することができます。その場合、顧問は各中学校において規定する「自転車利用のルール」及び、改正道路交通法の施行において示された危険行為14項目等をふくめた安全指導を十分に行うこと。

なお、各家庭の保護者には、自転車保険（任意）の加入を勧めてください。

(2) 保護者の自動車の利用

公共交通機関の利用を原則としますが、各家庭の責任において、保護者の自動車による児童・生徒の送迎を余儀なくされる場合は、次の点に留意をしなければなりません。

- ア 顧問は、保護者による送迎を強要することはできません。全部の家庭による送迎が不可能な場合は、別の交通手段に変更することも考慮してください。
- イ 保護者同士の了解があったとしても、他人の児童・生徒を送迎することを顧問は容認してはいけません。万が一事故があった場合、保護者同士で訴訟になる場合があることを伝えてください。
- ウ 顧問は、帰宅を待つ児童・生徒の送迎を最期まで見届けます。児童・生徒の安全を確認してから帰校(帰宅)するようにしてください。

5 指導者に対する支援

(1) 勤務時間の適正な管理

勤務時間の適正な管理のためには、校長等のマネジメントが欠かせません。教員一人一人の勤務状況を把握した上でアドバイスをし、特定の教員に業務が集中しないよう配慮をしてください。部活動指導者の問題としてとらえず、学校組織として教員の負担の軽減に取り組んでいくことが重要です。

(2) 指導力向上研修等への参加

すべての教員が、顧問となる部の種目等に関し、専門的指導力を有しているわけではありません。小中学校体育連盟、吹奏楽連盟、種目等の関係団体等が主催する指導力向上のための研修会・講習会に積極的に参加できるよう、校内体制を整えてください。

6 保護者に対する部活動運営方針等の説明・共通理解の促進

部活動に対する保護者の考え方も様々であり、保護者には部活動を正しく理解してもらうことは、部活動の運営上欠かすことができない大切なことです。

- (1) 各学校は、年度当初に「部活動保護者会」を開催し、全保護者に部活動の運営方針、年間の練習計画等を説明してください。
- (2) 大会への参加や経費の集金については、練習計画・大会参加計画に基づいて、校長及び顧問教員の連名で、保護者に文書で通知してください。

IV 児童・生徒の知・徳・体の調和がとれた成長を目指す

かつての運動部活動といえば、指導者の強力なリーダーシップのもと、規律・礼儀が重んじられる精神論的な指導が中心でしたが、近年は、精神性を重視しつつ、科学的な手法を練習メニューに組み込み、活動時間を短時間に抑えて効果をあげる指導も注目されています。

練習や大会参加の方法や指導のあり方を考えることで、児童・生徒も指導者も充実感をもって活動でき、児童・生徒にとって心身ともに豊かな成長を図っていくことができます。

1 練習について

練習等については、大会や練習試合もあわせ、各学校の実態に基づいた部活動規定の中に定め、校長の承認のもと、計画的に行ってください。なお、大会・コンクール前の延長練習についても同様とします。

顧問は、練習には始めから終わりまで指導することが原則ですが、それが難しい場合には、児童・生徒にその日の活動内容や留意事項を的確に指示をし、必ず他の教員を練習につけ、児童・生徒だけで活動することがないようにすること。

(1) 指導計画書及び指導報告書の作成

ア 年間指導計画書の作成

年度初めに、大会等の予定を入れた年間の指導計画書を作成し、校長の承認を得るとともに、年度当初の部活動保護者会で提示し、運営方針をふくめて説明をします。

イ 月間指導計画書の作成

毎月はじめに、練習時間や練習内容等を入れた月間指導計画書を作成し、校長の承認を得るとともに、保護者に配布をします。

ウ 週間指導計画書の作成

毎週はじめに、具体的な練習内容等を入れた、より詳細な指導計画書を作成し、校長の承認を得ること。

エ 指導報告書の作成

実際に活動した練習時間、練習内容、欠席者、見学者、けがをした場合の状況とその処置についてなど、毎日の記録を詳細にとり、指導報告書を作成します。

毎月末には校長に提出し、場所を決めて保管をしておきます。

※けが等の事故報告書を提出する際に、これらの指導計画書や指導報告書の提出を求められる場合があります。

(2) 練習日

- ア 原則として、部ごとに1週間のうちに1日以上の休養日を設け、土・日曜日には計画的に休養日を設定します。
- イ 特に児童の長時間にわたる練習は学習や健康への影響が懸念されるので、児童の生活全体から考えて、休日の練習は行わないこと。
- ウ 休日（日曜日、祝日）に活動する必要がある場合は、生徒のバランスのとれた生活や成長からみて無理のない範囲で活動し、適切に休養日を確保してください。大会・コンクール等で休日すべてを活動した場合は、休養日を他の曜日に必ず確保してください。
- エ 長期休業中は、その意義をふまえ、ある程度まとまった休養日を設け、児童・生徒に十分な休養を与えるとともに、指導者自身もリフレッシュできる機会をつくりましょう。

(3) 練習時間

- ア 放課後（平日）、休日での活動を原則とします。ただし、小学校は、休日と祝日は活動をせず、休養日とすること。
- イ 平日の練習時間は2時間以内、休日の練習時間は、4時間以内が適当です。
- ウ 児童・生徒が安全に帰宅できるよう、日没時間を考慮して練習時間を決定してください。

(4) 練習試合、大会参加について

- ア 練習試合の範囲については、原則として小学校は近隣市町、中学校は県内とします。
- イ 練習試合、大会・コンクール参加は、児童・生徒の発育発達からみて無理のない範囲とします。
- ウ 実施にあたっては、指導者が実施日、参加者名簿、場所、時間、引率方法等を明記した「選手派遣届」を提出し、事前に校長の承認を得てください。



(5) 学校教育活動以外の大会参加について（連盟・協会主催の大会への参加）

- ア 大会参加については、年度当初に計画を立てて校長の承認を得てください。
- イ 大会参加は校長の承認の上で、保護者が責任を負うものになるため、交通手段等も含めて保護者には事前に十分な説明を行い、理解を得て参加してください。
- ウ 大会参加は練習試合等を含めて、児童・生徒にとって負担過重にならないように精選してください。
- エ 顧問は校長に実施日、参加者名簿、場所、時間、引率方法等を明記した「選手派遣届」を提出し、事前に校長の許可を得てから参加をしてください。
- オ 校長が許可していないものについては、「学校の管理下」にあたらなため、日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の給付の対象になりません。

2 体罰・いじめの防止について

体罰は、教職員個人の問題にとどまらず、学校が児童・生徒や保護者からの信頼を大きく失ってしまい、本来行われなければならない教育活動が効果的に行えない状況になるなど、学校教育全体においても重大な問題です。威圧的な言葉や態度による指導についても、児童・生徒の状況を考慮し、十分配慮することが必要です。

また、部活動は学級や学年の枠をこえて集まっており、自発的・自主的に行う場面が多いことから、児童・生徒同士の間人間関係を指導者がしっかりと把握し、うまい児童・生徒、強い児童・生徒がそうでない児童・生徒をさげすんだり、いじめたりしないように指導していくことが必要です。

日頃から児童・生徒が不安や悩みを相談しやすい体制を整え、児童・生徒の学校生活の状況の把握に努めるとともに、教職員間で常に情報交換できる体制をつくっておくことが大切です。

(1) 部活動の意義や目的を正しく理解し、指導者としてあるべき姿を常に意識し、指導にあたってください。

(2) 児童・生徒が困ったことや悩みを相談しやすい体制を校内で整えてください。



3 部活動における安全管理と事故防止について

活発な活動が展開され、多くの成果を上げていくことは大変重要なことですが、児童・生徒の安全が確保されていることが大前提です。日頃から指導者と児童・生徒の事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動が適切にとれるようにしておいてください。

(1) 健康状態の把握

ア 日頃から自分の健康管理について関心や意識をもたせ、適度な休養と栄養の補給に留意させる。

イ 児童・生徒の日常の健康観察とともに、活動前や活動後の健康観察(静的観察)だけではなく、活動中の健康観察(動的観察)を徹底し、体調が優れない児童・生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限するか、休ませるかを適切に判断する。

ウ 健康診断(心電図検査等)で異常が認められた児童・生徒に対しては、医師の指示に従うとともに、養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておく。

(2) 個人の能力に応じた指導

- ア 児童・生徒の発育・発達特性を考慮し、科学的な知識に裏付けられた練習方法によって指導を行う。
- イ 個人の能力に十分配慮した活動内容と方法を工夫し、段階的、計画的な指導を行う。
- ウ 運動部において、危険を伴う練習は、必ず顧問の指導の下で実施するとともに、個人や集団の能力に応じた練習方法で行わせる。

(3) 運動の特性をふまえた合理的な指導

- ア 準備運動及び整理運動をしっかりと行い、事故を未然に防ぐ。
- イ 練習の目的及び内容や効果的な練習方法を児童・生徒に理解させる。
- ウ 安全上特に配慮が必要な競技種目及び練習内容については、段階的な指導をより徹底するとともに、必ず顧問の指導の下で実施する。

(4) 施設・設備・用具の安全点検と安全指導

- ア 練習場所、使用器具の整備・点検に努め、児童・生徒にも使用前の安全確認の習慣化を図る。
- イ 施設・用具の使用方法に従って正しく使用するとともに、それらに内在する危険性に留意し、事故が起きないように常に注意して使用するよう指導する。

(5) 天候や気象を考慮した指導

- ア 活動時の気象等に留意する。特に高温・多湿下においては、適切な水分の補給や健康観察を行い、熱中症等に十分注意する。
- イ 暴風や雷等に対して、練習の中止や中断の判断が的確に行えるよう、情報の収集に努めるとともに、判断基準を明確にしておく。

(6) 事故発生時の対応

- ア 事故発生時の対応については、年度当初にマニュアルの作成及び見直しを行い、マニュアルを教職員に周知するとともに、緊急体制を確立する。
- イ 児童・生徒にも体育の授業や部活動を通して応急手当に関する指導を行うとともに、事故発生時の行動の仕方についても指導しておく。

4 学校内での部活動に参加しない児童・生徒について

(1) 児童・生徒の部活動の全員加入について

全員加入については、学校の教育目標及び部活動の指導方針等をふまえ、地域や学校、児童・生徒の実態に応じて柔軟に判断してください。

(2) 学校外でスポーツ活動・文化活動をし、部活動に参加しない児童・生徒の支援について

ア 学校外での活動の様子をできる限り把握するようにし、学校外の活動と学校との関わりを図ってください。

イ 保護者との連携をしっかりと行い、バランスのとれた児童・生徒の成長を支援してください。

ウ 部活動に入っているにもかかわらず、学校での部活動にほとんど参加しない児童・生徒については、どのように部活動に参加し充実させていくか、児童・生徒とともに考え、工夫してください。

V その他

○ 望ましい指導者の姿

(1) 学校の部活動方針に沿って指導する。

(2) 勝利至上主義に陥ることなく、活動の機会を平等に与えるなど、教育的配慮のもと指導する。

(3) 豊かな人権感覚、体罰やいじめ防止について正しい認識をもち、児童・生徒や保護者の信頼を得る。

(4) 日頃から保護者、学級担任との連携を図り、相互理解に努める。

(5) 児童・生徒の発達段階や健康状態に応じて、無理のない計画を立てる。

(6) 安全には十分配慮して指導する。

(7) 緊急の対応に備えている。

○平成27年7月 横芝光町教育委員会作成

一 参 照 一

- 小学校学習指導要領 文部科学省(平成20年3月)
- 中学校学習指導要領 文部科学省(平成20年3月)
- 小学校学習指導要領解説体育編 文部科学省(平成20年6月)

- 千葉県における児童生徒の運動競技に関する取扱いについて
平成13年11月22日付教体第423号
- 学校における体育活動に伴う事故防止について
昭和50年1月11日付教体第3号
- 体育・スポーツ行事における事故防止について
昭和53年6月23日付教体第88号
- 学校職員の勤務時間等に関する規則の運用について
平成21年3月24日付教職第1482号

